

令和8年
4月発行

所在地だより

パトロール

茂木警察署
63-0110

4月6日から、
春の交通安全運動が行われます！

1 期間

令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間

2 重点推進事項

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

4月から自転車取締り強化!!

自転車違反

2026年4月1日

青切符導入



16歳以上が対象

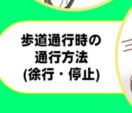
自転車の主な交通違反



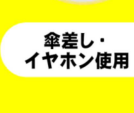
並進走行・二人乗り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法（徐行・停止）



傘差し・イヤホン使用

3,000円

5,000円

6,000円

7,000円



右側通行

信号無視



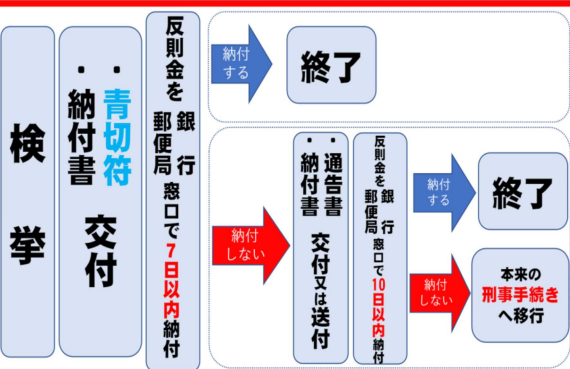
即検挙

即検挙

携帯電話使用等（保持）

12,000円

TOCHIGI POLICE



青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけたとき
 - ・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど



交通事故死者数のうち、半数以上が高齢者！